

報告事項 1

市立小学校における教員間のハラスメント事案について

市立小学校における教員間のハラスメント事案について、以下のとおり報告する。

令和元年10月24日提出

記者資料提供（令和元年 10 月 17 日）

神戸市教育委員会事務局総務部教職員課 高西・田中

TEL：078-984-0622（内線 6260） FAX：078-984-0650

神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会 第 1 回委員会の開催について

神戸市立東須磨小学校で発覚した職員間ハラスメント事案に関しては、教育委員会において「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会」を設置して調査を行います。

この度、行財政局に委任しておりました委員の選任が終わり、第 1 回調査委員会を開催することとなりましたので報告します。

1. 調査委員会委員（五十音順・敬称略）

西谷 良彦 弁護士（西谷法律事務所）

村上 淳 弁護士（三宮法律事務所）

渡邊 徹 弁護士（弁護士法人 淀屋橋・山上合同）

2. 第 1 回調査委員会の開催

（1）日時

令和元年 10 月 18 日（金曜）

午前 9 時から午前 10 時まで（予定）

※開場は午前 8 時 30 分の予定

（2）場所

三宮研修センター 5 階 505 会議室

（3）議事予定

- ・委員長の選任
- ・今後の調査の進め方

（4）委員会の公開について

- ・委員会は原則公開としていますが、調査委員会設置規則第 9 条の規定に基づき、会議の公開・非公開については委員会が決定します。
- ・委員会により、非公開とする決定があったときは、速やかにご退出をお願いします。



(5) 取材について

- ・各委員に対する個別取材はご遠慮ください。
- ・当日、委員会が非公開の決定をした場合は冒頭のみ撮影可能とさせていただきます。その際は、委員会終了後、同会場にて委員長によるブリーフィングを行います。(4階に待機場所を設置します)
- ・取材においては、各社腕章の着用をお願いします。

令和元年 10 月 18 日

神戸市立小学校における職員間
ハラスメント事案に係る調査委員会 様

神戸市教育長 長 田 淳

神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案
に係る調査委員会の今後の運営について

調査にあたっては、以下の事項について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 当該調査においては、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（日本弁護士連合会，平成 22 年 12 月 17 日最終改訂）に準じ，次の事項について重点的に調査を尽くしてください。
 - (1) 東須磨小学校における教職員間のハラスメントに関する事実関係を明らかにすること。
 - (2) 上記の結果を踏まえ，このような事態が発生した背景・要因，学校の体制及び学校と教育委員会事務局の関係における問題点について明らかにしたうえで，根本的な再発防止策を提言すること。
 - (3) 調査の過程で違法又は著しく不当な事案が判明した場合はそれについても指摘すること。
2. 当該調査の結果について報告書を作成し，年内を目途として報告してください。
3. 報道機関へのブリーフィング
委員会における調査の透明性を高めて中立性・公平性を担保するため，公開・非公開について適正に判断されたうえで，適宜報道機関へのブリーフィングを行うなど，委員会自らが情報提供に努めてください。
4. 市職員の関与のあり方
規則第 10 条により，委員会の庶務は教育委員会事務局総務部教職員課において処理することとしていますが，委員会における調査の中立性・公平性を担保するため，委員会庶務としての職員の関与は，会議の開催に係る日程調整・会場の確保・議事録の作成事務及び委員報酬等の支出など，可能なかぎり限定したものとしてください。

当該校における児童への対応状況

【心のケア】

- ・ スクールカウンセラーの継続配置

【複数指導の実施】

- ・ 1年、5年、6年の新担任のクラスへの複数指導
※教職員課（学級経営・授業づくり支援室）の専門指導員を派遣

【家庭科室の改修】 ※保護者からの要望有

- ・ 家庭科室での授業を中止
※床材、壁紙、流し台、黒板などの内装改修を実施

【給食メニューの変更】 ※保護者からの要望有

- ・ 当面、カレーはメニューから外し、他のメニューに変更する。

【修学旅行】

- ・ 修学旅行は予定通り実施。

【学年行事・校外学習】

- ・ 時期を延期して実施する。